

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

指 宿 市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 指宿市地域

#### (1) 現況

本市は、温暖な気候や整備された優良な農地を活用して、かごしまブランドに産地指定されているそらまめ、実えんどう、マンゴーをはじめ、オクラ、スナップエンドウ、キャベツ類、レタス、青果用さつまいも、かぼちゃ、観葉植物などの栽培が行なわれている。今後とも、農業振興を図るためには、農地や農業用施設等を適切に保全管理することが必要となっている。また、一部においては急傾斜地域でも畑作経営が行なわれており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行なうことが必要となっている。さらに、安心・安全な作物の安定生産を図るとともに環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を図ることが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金）により、農地や農業用施設、農村環境の保全を推進するとともに、法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）の実施を働きかけ、環境と調和した農業の推進に取り組むことを通じて、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	指宿市区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 基本方針に定める、県及び市町村、農業団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行なう推進組織に参画する。

(2) 法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）に関する事項

1) 対象農用地の基準

① 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 半島振興法の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域(市全域)

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき公示された過疎地域(市全域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地、採草放牧地で 8 度以上 15 度未満

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 鹿児島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2) 集落協定の共通事項

- ① 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- ② 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域農業の担い手として認められ、将来にわたって協定の活動に前向きに取り組んでいくと期待される者とする。

4) その他必要な事項

- ① 地目及び農地形状等の変更による交付単価は、次のア、イを適用する。
  - ア 田寄せ畑寄せ等による地目の変更により、傾斜勾配が区分外となった場合は変更後の地目の緩傾斜の単価を適用する。
  - イ 土地改良等の実施により傾斜勾配の変更。
    - (ア) 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、平成 27 年度に交付した単価を平成 31 年度まで適用する。
    - (イ) 集落協定認定年度以前に採択されている事業による場合は、その改善された圃場で農業生産活動を行う年度から、整備された圃場の傾斜勾配の単価を適用する。ただし、その勾配が区分外になった場合は、その地目の緩傾斜の単価を適用する。
- ② 土地改良通年施行の場合の取り扱い  
土地改良通年施行を行っている農地も対象農地とする。ただし、当該年度内に事業が終了し、協定に事業実施が位置づけられているものとする。